

お客様の安心、信頼のために

室内空气中化学物質（シックハウス関連化学物質） の測定調査

近年、住宅建材から発散する化学物質やシロアリ駆除剤など、住環境が原因と考えられるアレルギー症・化学物質過敏症などのシックハウス症候群の苦情が、お客様から寄せられる事例が多くなっています。

このような中、建築基準法の改正（平成15年7月1日）により、住宅、学校、官舎、病院など、すべての建築物の居室を対象に、使用する建材や換気設備が規制されるなど、住環境の対策・整備が進められています。

お客様に安心して過ごしていただくためにも、取引を行う

**住宅の室内空气中化学物質を
第3者機関が測定し、
基準に適合していることを証明する必要
があります。**

弊社はMLAP（特定計量証明事業者認定制度）の認定を受けている環境コンサルタントとして、西日本を中心に厳格な精度管理の基、環境中の極微量物質（ダイオキシン類、環境ホルモンなど）の分析調査を行っており、このような豊富な経験をもとに**室内空气中化学物質の測定調査においてもお役に立ちたいと考えております。**

ぜひ、ご相談ください。



パッシブサンプリング



アクティブサンプリング

お問い合わせ先

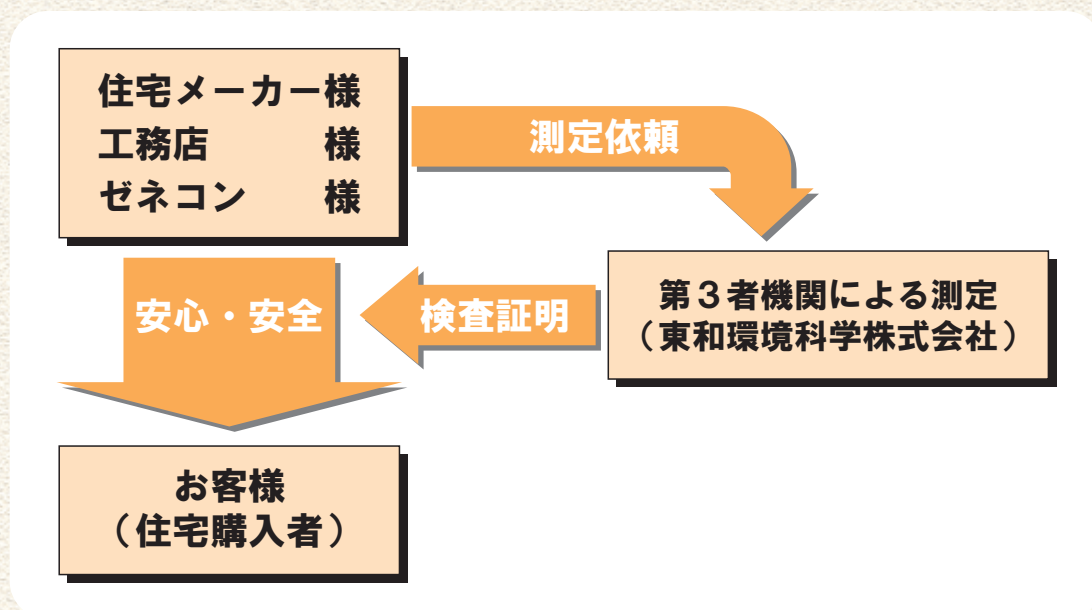


東和環境科学株式会社 技術センター 担当：廣津

〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号

TEL (082) 255-8080 FAX (082) 255-8130

測定調査の流れ



室内空気濃度の指針値

国ではシックハウス症候群に対処するために、各分野でシックハウス総合対策を行い、厚生労働省により平成14年2月までに、13物質の室内濃度指針値を定め、ホルムアルデヒドについては短期間の暴露によって起こる毒性の指標として、他の12物質については長期間の暴露によって起こる毒性を指標として、また、室内空気質の状態の目安として総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値をそれぞれ以下のように定めました。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	0.08ppm
アセトアルデヒド	0.03ppm
トルエン	0.07ppm
キシレン	0.20ppm
エチルベンゼン	0.88ppm
スチレン	0.05ppm
パラジクロロベンゼン	0.04ppm
フェノブカルブ	3.8ppb
クロルピリホス	0.07ppb（小児 0.007ppb）
フタル酸ジ-n-ブチル	0.02ppm
テトラデカン	0.04ppm
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7.6ppb
ダイアジノン	0.02ppb
総揮発性有機化合物量（TVOC）	暫定目標値 400 μ g/m ³

使用用途：接着剤、塗料、樹脂、ゴム、防虫剤、芳香剤など



東和环境科学株式会社

本社/広島

〒730-0841 広島市中区舟入町6番5号

TEL(082)297-6111 FAX(082)292-8161

プロフェニックス事業部/東広島 バイオ・技術研究所/広島

支店/東京・九州 事務所/関西・中部 営業所/山口・山陰・岡山